

令和4年度東京都入札監視委員会第2回指名停止等に係る苦情処理部会 審議概要

開催日及び場所	令和4年10月3日(月) 都庁第一本庁舎15階15A会議室
出席委員	<p>東京都市大学建築都市デザイン学部建築学科教授 小見康夫(部会長)</p> <p>(元)会計検査院官房審議官 飯塚正史</p> <p>弁護士(第一芙蓉法律事務所) 木下潮音</p> <p>東京家政学院大学現代生活学部生活デザイン学科教授 小池孝子</p> <p>弁護士(オリック東京法律事務所・外国法共同事業) 松本はるか</p> <p>弁護士(兼子・岩松法律事務所) 森岡誠</p> <p style="text-align: right;">計6名出席</p>
審議案件	議案1 指名停止に係る苦情処理審議
審議案件概要	<p>1 事実の概要</p> <p>株式会社RELIEFは、東京消防庁発注の「感染防止衣(不織布製)の買入れ」(令和3年11月4日開札)において、落札決定後、仕様書のとおり履行することが困難であることを理由に契約締結を辞退した。</p> <p>2 指名停止の期間</p> <p>6月(令和4年6月21日から令和4年12月20日まで)</p> <p>3 指名停止の理由</p> <p>東京都競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱別表7「不誠実な行為(落札決定後、正当な理由がなく契約を締結しない場合)」に該当するため。</p> <p>4 再苦情申立て年月日</p> <p>令和4年7月13日</p>
審議概要	<p>・本件苦情申立てに係る指名停止措置について、当該指名停止措置が適正に行われたものか否か、苦情申立人からの再苦情申立ての趣旨に正当な理由があると認められるか否かという点について、追加調査結果を踏まえ審議した。</p>
委員会による報告	報告書(東入委第8号)のとおり。

令和 4 年 10 月 26 日
4 東入委第 8 号

東京都入札監視委員会
指名停止等に係る苦情処理部会
部会長 小見 康夫

報 告 書

1 苦情申立者及び住所

申立者 株式会社 RELIEF

住 所 大阪府大阪市西区京町堀 1 - 1 4 - 2 4

2 指名停止決定権者

東京都財務局長

3 苦情申立てにかかる指名停止の内容

(1) 指名停止の期間

6 月（令和 4 年 6 月 2 1 日から令和 4 年 1 2 月 2 0 日まで）

(2) 事実の概要

株式会社 RELIEF は、東京消防庁発注の「感染防止衣（不織布製）の買入れ」（令和 3 年 1 1 月 4 日開札）において、落札決定後、仕様書に定められた物品の納入ができないことを理由として、令和 4 年 1 月 1 1 日付けで契約締結を辞退した。

(3) 指名停止の理由

東京都競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（以下「措置要綱」という。）別表 7 「不誠実な行為（落札決定後、正当な理由がなく契約を締結しない場合）」に該当するため。

4 再苦情申立ての趣旨

指名停止の取り消しと癒着・談合に対する徹底した調査と改善を求める。

【理由】

- (1) 落札前に規格に当てはまる生地を工場で購入できる確認を取っていたが、特定の業者と東京消防庁の癒着により落札後、突然生地を手配できないとの通知があった。癒着があり落札後、生地を買えなくなることは入札前には予測することができる由もないことである。
- (2) 調達可能であると都が確認した複数の事業者は、明らかに不自然な入札価格からもわかる通り、ある特定の商社と関係を持っている談合が強く疑われる業者であるため証言としてはまったく信用に値しない。
- (3) 癒着・談合が強く疑われることを申し立てているにもかかわらず、癒着によって生地を手配できなくなったことを正当な理由と認めないことは東京都として癒着・談合を肯定・容認していることと同義であり、納税者としてまた、社会道義上も決して認められるものではない。

5 再苦情申立てへの東京都の答弁書の趣旨

指名停止の措置要件に該当することとなった事実又は行為について責を負わないことが確認できないことから、指名停止の解除は行わない。

【理由】

- (1) 苦情申立者は自らが主張する「特定の業者と東京消防庁の癒着により落札後、突然生地を手配できない」ことに関しては、これまで具体的かつ客観的な証拠や情報を示しておらず、再苦情申立てにおいてもこれまでと同じ主張内容を繰り返すなど、新たに判明した又は認められた事実はなく、都として契約締結を辞退した正当な理由があるとは判断できない。
- (2) 「明らかに不自然な入札価格」とする申立ての趣旨は必ずしも明らかではないが、実際に入札経過調書を確認する限り、入札価格が“不自然”であるとは判断しがたい。調達可能性の確認に当たっては、回答内容に虚偽はないことを誓約書で担保した上で、複数の事業者から異なる複数

の調達先の回答を得ており、正当な手続きに則って行った事情聴取であることから、苦情申立者が主張する「証言としてはまったく信用に値しない」ものであると判断することはできない。

- (3) 「癒着・談合が強く疑われることを申し立てているにもかかわらず癒着によって生地を手配できなくなったことを正当な理由と認めないことはひいては東京都として癒着・談合を肯定・容認していることと同義」と述べているが、東京都としては寄せられた談合情報に対して事実関係を明らかにするために調査を行い、調査結果は談合情報取扱要綱に準じて、捜査機関である公正取引委員会及び警視庁へ連絡・報告する手続きを実施している。したがって、「東京都として癒着・談合を肯定・容認している」という苦情申立者の主張は当たらない。

6 指名停止等に係る苦情処理部会での審議結果

東京都入札監視委員会指名停止等に係る苦情処理部会（以下「部会」という。）は、苦情申立者が行った指名停止に対する再苦情申立てについて、苦情申立てへの回答書、再苦情申立書及び当該指名停止決定権者の再苦情申立てに対する答弁書、その他関係書類に基づき調査検討を行った結果を次のとおり報告する。

- (1) 苦情申立者が主張する、癒着や談合の事実について、当部会に強制捜査権限はなく、また、その事実の有無について認定する立場にはないものの、当部会に提出された資料を確認する限りは、その事実の存在は確認できず、調査・審議において、当該事実の存在を前提にすることはできない。

なお、このことは本件調達における癒着・談合の有無を認定するものではない。

- (2) 本件に係る契約締結が行われず、東京都の事業執行に停滞等を招くこととなったことを考えると、東京都が指名停止措置を行ったこと自体に問題はない。
- (3) 一方で、苦情申立者が主張する正当な理由及び指名停止措置の期間については、下記2点の意見があったが、多数決でひとつにまとめる類の内容

ではないため以下の内容を併記すべきとの結論に至った。

- ① 仕様書の内容が細かすぎたという点も否めず、それにより苦情申立者が落札決定後に調達できなかったことについて、やむを得ない事情があったと推認されることから、標準6月の指名停止期間を短縮すべきである。
- ② 苦情申立者は、履行可能と判断した上で入札したにも関わらず、落札決定後、契約締結を辞退した点を重くみるべきで、過去の指名停止の措置状況、調達可能性等を踏まえても、標準6月の指名停止期間は妥当である。

7 指名停止措置期間に関する各委員の発言

○飯塚 正史 委員

癒着の事実は認定できないが、苦情申立者が癒着と感じた要因として、フィルムの厚さを0.048mm（±0.01mm）という細かい設定にしていた点が考えられる。細かい厚さの設定によってどこか特定の製品を想定したものではないかと感じることもやむを得ない面があることを思えば、6か月の指名停止期間は長いと考える。

○木下 潮音 委員

指名停止を措置すること自体は入札の秩序を保っていきたいという行政側の思いも理解できるが、入手見込みの調達先から納入を断られ、同等の代替品を探したが、仕様書が細かすぎるがゆえに調達ができなかったことについて標準の6か月の指名停止期間は重過ぎると考える。

○小池 孝子 委員

苦情申立者が調達できなくなった理由の中には、低い入札価格であったために想定していた価格で調達できなかったことも含まれていると考えられる。また、他の団体でも同様の規格の製品が納められており、仕様の面から調達困難とはいえない。都においてこれまで措置を行った事案と照らし合わせても、今

回指名停止期間を減ずるべき特例に当たるとは思わない。

○松本 はるか 委員

東京消防庁が入札に参加した事業者から聴取した、当該生地の入手可能性について、全22社のうち調達が困難であると主張する事業者が12社あった。この調査結果に鑑みると、事後的な調査において調達可能と伺わせる供述が得られたことを考慮しても（もっとも、複数の製造業者が仕様書に適合する生地を製造していたことを確認できる具体的な供述はなかった）、調達当時、当該生地が市場に流通していたと認定することはできない。他方で、東京都は、談合に関する調査は実施したものの、苦情申立てがあった後も、苦情申立者が落札後に調達先を探した経緯などは具体的に確認しておらず、「正当な理由なく契約を締結しな」かった、と認定するに足る手続も実施されていない。以上より、標準6か月の指名停止期間をそのまま適用するような事案ではなく、期間を減ずるべき。

○森岡 誠 委員

入札した事業者には契約締結義務があり、入札したにもかかわらず契約締結がされなければ、入札手続きのやり直し等の東京都の事業執行に支障を生じさせる事態が生じるのだから、正当な理由なく契約締結をしなかった場合に指名停止措置を行うという東京都の措置要綱の定めは合理的なものである。

その上で、本件における正当な理由の有無について検討すると、まず苦情申立者が主張する癒着や談合の事実については、抽象的な指摘にとどまり、具体的な事実が指摘され、あるいは証拠が示されているわけではない。関係者に対する質問の回答結果などからも当該事実を裏付ける事情は確認されないから、かかる事実を認めることはできないと考える。また、本件と同じ仕様の感染防止衣が他団体でも納入されているということであり、特定の者だけが入手・納入できたというような特殊な事情も確認できない。これらの事情からすれば、苦情申立者について契約締結をしなかったことについて正当な理由があったとは認められないと考える。

次に、正当な理由なく契約締結をしなかったことを理由とする指名停止期間については、特段の事情がなければ、措置要綱の定める標準期間6か月とされるべきと考える。本件においては、応札前に素材の仕様が公開されており、苦情申立者は素材の入手方法についても検討した上で応札したと考えられる以上、指名停止期間を標準期間より短縮するべき特段の事情は認められないと考える。よって、指名停止期間としては6か月が相当と考える。

なお、調達物品の仕様の決定にあたっては、より安価で入手しやすいものとするよう努めるべきと考えられる。もっとも、本件では、コロナ禍において東京消防庁の救急隊員等が使用する感染防止衣という特殊な用途が想定されており、バリア性能と動きやすさを両立させる必要性が高いと考えられるから、調達の目的を達成するために仕様が一定程度特殊なものとなり、一般的な不織布に比べれば入手が困難となったとしても、やむをえないものと考えられる（入手自体は可能であったと考えられることは上述のとおりである。）。よって、仕様が特殊であったことなどが指名停止期間を短縮する理由とはならないと考える。

8 審議結果を踏まえた指名停止措置期間に関する部会長の総括

再苦情申立書等これまで苦情申立者から提出された資料からは苦情申立者が主張する癒着・談合の事実は確認できず、また、同等規格の仕様の製品が他団体等で調達されている状況を見れば本件感染防止衣が特定の者にしか手に入らない製品であるとは言えないことから、契約締結辞退に正当な理由があったとは言えず、標準6月の指名停止措置は妥当とする意見については首肯できるものである。

一方で、数名の委員から仕様の細かさ等による調達の困難さを理由に指名停止期間の減算をすべきとの意見もあったことから、指名停止期間については部会として一つの結論を出さず、両論併記の形での報告に至った。

東京都においては、本部会の報告を踏まえ、苦情申立者に対して適切な対応をとられたい。